

まずは法令等を確認しましょう（知識の定着に向けて）

- 「セクシュアルハラスメント」とは
児童生徒を不快にさせる性的な言動
- ・性的な冗談やからかい
 - ・性的な内容の電話、メール、SNS
 - ・不必要な身体接触
(見せつけ行為含む)、つきまとい など

※犯罪となるような「わいせつな行為」とは区別して捉えましょう。

男女雇用機会均等法第11条第1項、教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの防止のために（指針）【H27.8県教育委員会】

〈基本的な心構え〉

- ・性に関する言動に対する受け止めには個人差があり、セクハラに当たるかどうかは、**相手が不快に感じるか否かで判断されること**。
- ・不快であるかどうかについて、**相手からいっても意思表示があるとは限らないこと**。

その上で事例を確認してみましょう



4コマ目の吹き出しを考えてみましょう

●グループワークの進め方

- ①法令等を確認する
- ②4コマ目を考える
- ③小グループで話し合う
- ④全体で共有する

(経験談を共有しましょう)

※研修で知り得たプライベートな情報は吹聴してはいけません。